

サービス提供会社

しづなび株式会社

しづなびライフサポート

入居者様に安心と快適を提供させていただくためのサービスです。

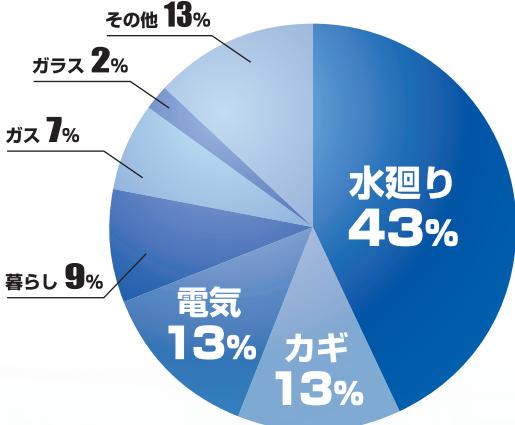


しづなび株式会社



「困りごと」24時間365日サポートいたします！

日常生活で起こり得る大きな「困りごと」や小さな「困りごと」。
そんなトラブルが起った場合、どこに電話していいのか分からず、
管理会社に連絡しても深夜で通じなかつた…。
そんな入居者の方の声から生まれたサポートサービスです。
24時間365日対応なので、突然のトラブルにも安心です！



カギ

のサポート Key Accident

- カギをなくしてしまった
- 内鍵がかかって開かなくなつた



ガス

のサポート Gas Leak Accident

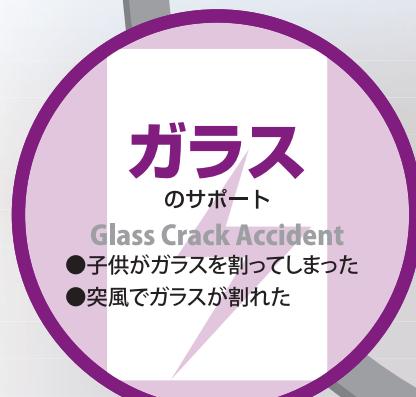
- ガスレンジが点火しない
- ガスの元栓をひねってもお湯が出ない



水廻り

のサポート Water Leak Accident

- トイレが詰まつた
- 台所の蛇口から水漏れしている



ガラス

のサポート Glass Crack Accident

- 子供がガラスを割つてしまつた
- 突風でガラスが割れた

突発的なトラブルでも
安心対応！

24時間365日 緊急サポート

6つの安心で、快適生活を
パーフェクトサポート。



電気設備

のサポート Lighting Accident

- 電気が突然切れた
- 落雷でブレーカーが落ちた



暮らし

のサポート Accident in Life

- 安否確認
- 室内の警報機が鳴りやまない

トラブル別お問い合わせ状況

水廻りのトラブル **BEST1**

- 1位 お風呂の排水溝が詰まつた！
- 2位 キッチンの水栓から水漏れがしている！
- 3位 トイレの水が止まらない！



カギのトラブル **BEST2**

- 1位 気がついたらカギがない！
- 2位 会社にカギを忘れてきました！
- 3位 家族がカギを持って外出してしまつた！



電気設備のトラブル **BEST3**

- 1位 備付のエアコンが作動しない！
- 2位 浴室の換気扇が動かない！
- 3位 インターホンが使用できない！

ご利用につきましては
URLまたは二次元コードより
ご確認ください！

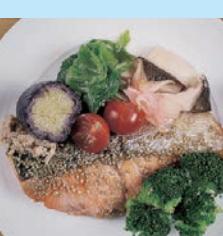


不要品買取サービス

引越しや買替えで発生した不要品を
一括査定！



オンライン見積もり 無料 複数ショップでの比較が可能



ハウスクリーニング

お部屋の「掃除」はプロにおまかせ！

ALL 10%OFF

Life Cycle Concierge

(ユーザー限定の会員特典)

<https://lifecycleconcierge.jp>

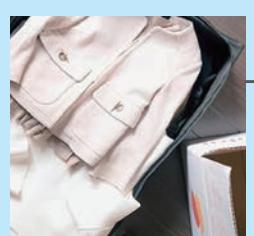


ホームセキュリティ

工事不要！
5分で設置が完了するホームセキュリティ



**初月1,518円(税込)～
利用可能**



収納サービス

お部屋の「荷物」を預けてスッキリ！
しかも12ヶ月♪

**月額484円(税込)→
月額110円(税込)**

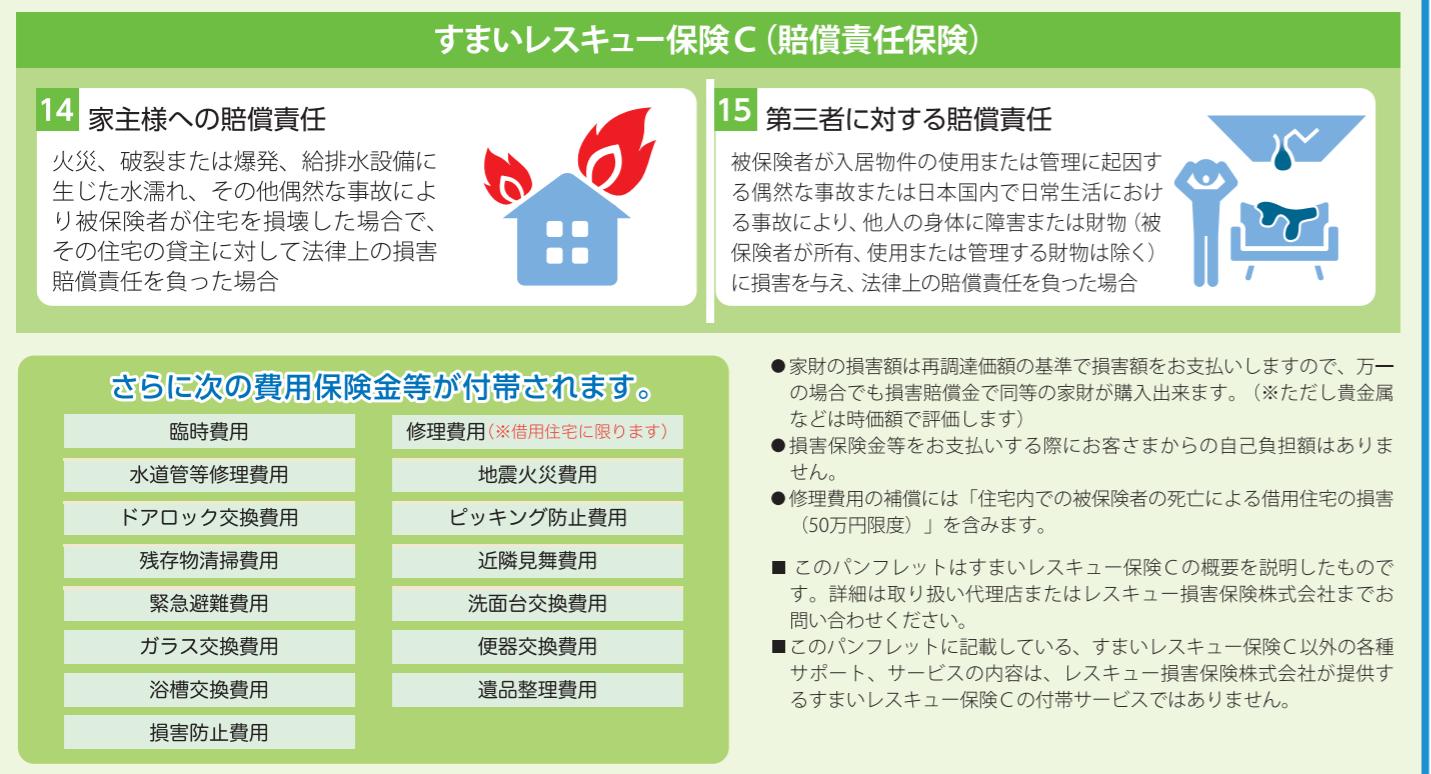


ヘッドフォン 定額サービス

300種類を超えるヘッドフォンが使い放題

初回50%OFF

すまいレスキュー保険C（家財保険・賠償責任保険）補償内容について



保険金の種類	保険金等をお支払する場合		お支払する保険金等の額（家財保険限度額100万円）	保険金をお支払できない主な理由
	損害保険金	家財保険		
①火災				・ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
②落雷				・家財もしくは持ち出し家財の使用もしくは管理を委託された者、被保険者と同居の者または被保険者と生計を共にする者の故意
③破裂または爆発				・家財または持ち出し家財の紛失または置き忘れ
④給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水漏れ				・家財が屋外にある間に生じた盗難
⑤風災・ひょう災・雪災				※ただし、家財が住宅の軒下または団地等の野外の自転車置き場にある場合を除きます。
⑥建物外部からの物体の飛来、落下、衝突、倒壊				・持ち出し家財である自転車の盗難
⑦騒じようおよび類似の集団行為または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為				・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
⑧家財の盗難	家財			・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑨通貨の盗難	通貨			・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑩預貯金証書の盗難				・上記以外の放射性放射または放射能汚染など
⑪いたずら				・洗面台交換費用保険金
		第三者によるいたずらにより家財が損害を受け、所轄の警察署で被害届が受理された場合	1事故につき30万円を限度	・詰まりによる破損または汚損など
		床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合	損害額×100%：保険金額を限度	・便器交換費用保険金
		床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の15%以上30%未満の損害を受けた場合	保険金額×10%を限度	・詰まりによる破損または汚損など
		床上浸水によって損害が生じた場合で家財が再調達価額の15%未満の損害を受けた場合	保険金額×5%を限度	・浴槽交換費用保険金
		家財が再調達価額の30%以上の損害を受けた場合	損害額×100%：保険金額を限度	・詰まりによる破損または汚損など
持ち出し家財保険金		一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建築物内で上記①～⑧の事故によって損害を受けた場合	1事故につき保険金額の20%に相当する金額を限度	・上記以外の放射性放射または放射能汚染など
臨時費用保険金		上記①～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合	損害保険金×5%を限度	・洗面台交換費用保険金
修理費用保険金		上記①～⑥、⑧～⑪の事故および住宅内の被保険者の死亡により住宅に損害が生じ、被保険者（住宅内の死亡の場合は被保険者の法定相続人）が自己的費用で修理した場合	実費：1事故につき100万円を限度 ※住宅内の被保険者の死亡の場合は1回の事故につき50万円を限度	・詰まりによる破損または汚損など
水道管等修理費用保険金		※ただし、居住する住宅が借用住宅の場合に限ります		・浴槽交換費用保険金
地震火災費用保険金		凍結により専用排水管、または住宅の給湯器に損害が生じ、被保険者が自己の費用で修理した場合 ※被保険者以外の者が占有する部分を除きます	実費：1事故につき10万円を限度	・詰まりによる破損または汚損など
ドアロック交換費用保険金		地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、家財が損害を受け次の状態になった場合	保険金額×5%	・上記以外の放射性放射または放射能汚染など
ピッキング防止費用保険金		a. 住宅が半焼以上になった場合 b. 家財が全焼した場合	※ただし家財の再調達価額の5%限度	・洗面台交換費用保険金
残存物清掃費用保険金		住宅のかぎが日本国内で盗難され、被保険者が自己の費用でドアロックの交換をした場合に要する費用	実費：1事故につき3万円を限度	・詰まりによる破損または汚損など
近隣見舞費用保険金		上記①～⑧の事故により第三者の所有物に滅失、き損または汚損の損害が生じた場合	被災世帯数×5万円 ※1事故につき保険金額×5%を限度	・浴槽交換費用保険金
緊急避難費用保険金		上記①～⑧の事故により損害保険金が支払われる場合で、住宅に損害が生じ、住宅代替として宿泊施設などを臨時に使用した際の宿泊費用	実費：1事故につき損害保険金×5%を限度 ※事故日から30日以内に対応する費用	・詰まりによる破損または汚損など
洗面台交換費用保険金		住宅の洗面台が破損または汚損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用で洗面台を交換した場合	実費：1事故につき100万円を限度	・上記以外の放射性放射または放射能汚染など
ガラス交換費用保険金		住宅のガラスが破損し、被保険者が自己の費用でガラスを交換した場合（熱割れによる破損を含みます。）	実費：1事故につき100万円を限度	・洗面台交換費用保険金
便器交換費用保険金		住宅の便器が破損または汚損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用で便器を交換した場合	実費：1事故につき100万円を限度	・詰まりによる破損または汚損など
浴槽交換費用保険金		住宅の浴槽が破損または汚損（経年劣化を除きます。）し、被保険者が自己の費用で浴槽を交換した場合	実費：1事故につき100万円を限度	・上記以外の放射性放射または放射能汚染など
遺品整理費用保険金		住宅内で被保険者が死亡し、住宅を貸主に明け渡すために必要な遺品の整理に関する費用を、被保険者の法定相続人が自己の費用で負担した場合	実費：1事故につき30万円を限度	・洗面台交換費用保険金
損害防止費用		上記①、②、③の損害の発生および拡大の防止のために支出した費用	実費	・詰まりによる破損または汚損など
賠償責任保険	賠償責任保険金	火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた水漏れ、その他偶然な事故により被保険者が住宅を損壊した場合で、その住宅の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合	実額（法律上の賠償責任の額） 2,000万円を限度 ※偶然な事故により被保険者が住宅を損壊させた場合は、火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた事故による漏水は2,000万円を限度とし、その他の事故は100万円を限度とします。	・ご契約者や被保険者の故意 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・被保険者と同居する者に対する賠償責任など

もしも家財保険・賠償責任保険の事故にあわれたら…

●すまいレスキュー保険C事故受付専用ダイヤル（フリーコール）

0120-123-030

24時間／年中無休

レスキュー損害保険株式会社

URL <https://www.rescue-sponpo.jp/>

ご契約内容のご連絡はTEL：03-6910-3277

RB01-008(2) 2023.05

すまいレスキュー保険C 保険金のお支払い例

家財の損害

○ 保険金をお支払いする主な例

火災を起こし、家財が焼失してしまった。

火災による家財の損害を補償致します。



隣室からの火事による延焼で、家財が焼失してしまった。

類焼による家財の損害を補償致します。

上階からの漏水でテレビが故障してしまった。

他人の戸室で生じた事故による水漏れによる家財の損害を補償致します。



台風でガラスが割れ、雨が吹き込み家財に損害が生じた。

風災による家財の損害を補償致します。



デパートでひたくり被害にあい、カバンを盗まれた。

一時に持ち出された家財が、他の建築物内で盗難等の被害にあい損害を受けた場合は、持ち出し家財保険金をお支払致します。

※地下通路やアーケードなど、もっぱら通路として利用される建築物内を除きます。



✗ 保険金をお支払いできない主な例

地震により、テレビが倒れ、破損してしまった。

地震による損害は、補償の対象外となります。



隣室からの火事による類焼で、駐車場に置いていた車に損害が発生した。

自動車は家財保険の目的には含まれないため補償の対象外となります。



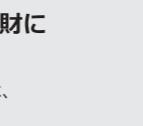
雨漏りでテレビが、故障してしまった。

雨漏りによる家財の損害は、補償の対象外となります。



窓を閉め忘れた為、雨水が吹き込み家財に損害が生じた。

単なる雨水の吹き込みを原因とする家財の損害は、補償の対象外となります。



デパートでカバンを置き忘れ、紛失してしまった。

職務遂行中の事故は、補償の対象外となります。

費用保険金等

○ 保険金をお支払いする主な例

誤って借用戸室の窓ガラスを割ってしまった。
[100万円限度]



寒暖差による自然現象、または熱を原因として、窓ガラスが破損した。
[100万円限度]



化粧品を落とし、洗面台を破損してしまった。
[100万円限度]

※交換した場合が対象です。



誤って、浴槽を破損させてしまった。
[100万円限度]

※交換した場合が対象です。



誤って、便器を破損させてしまった。
[100万円限度]

※交換した場合が対象です。



凍結により、水道管や給湯器が破損した。
[10万円限度]



部屋の鍵が盗難被害にあったため、ドアロックを交換した。
[3万円限度]



✗ 保険金をお支払いできない主な例

老朽化により、給湯器が故障してしまった。

老朽化による設備の故障や汚れなどは補償の対象外となります。



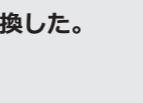
結露を原因として、借用戸室にカビの損害が発生した。

カビによる損害は補償の対象外となります。



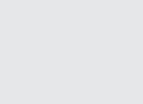
外出先で鍵を紛失し、ドアロックを交換した。

鍵の紛失は補償の対象外となります。



地震により、化粧品が落ち、洗面台が破損してしまった。

地震による被害は、補償の対象外となります。



原因不明の水漏れが発生した為、原因調査を業者に依頼した。

原因調査費用は、補償の対象外となります。

入居者の法律上の賠償責任

○ 保険金をお支払いする主な例

洗濯機のホースが外れ、借用戸室の床に損害を与えてしまった。



火災を起こし、借用戸室を焼失させてしまった。



ガス爆発を起こし、借用戸室に損害を与えてしまった。



洗濯機のホースが外れ、階下の天井、家財に損害を与えてしまった。

第三者に対する賠償責任



ベランダから物を落とし、歩いていた人に怪我を負わせてしまった。



借用戸室で転倒して、ドアを破損させてしまった。



室内の模様替えの作業中、あやまって壁に穴を開けてしまった。



あやまって家具を落とし、床に穴を開けてしまった。



幼児が物を投げて、ドアに穴があいてしまった。



✗ 保険金をお支払いできない主な例

排水管の老朽化が原因で階下に漏水してしまった。

老朽化による漏水は、建物所有者の責任となります。



自動車を運転中、他人に怪我をさせてしまった。

自動車事故による損害は、補償の対象外となります。



勤務中に、誤って事務所内のガラスを破損させてしまった。

職務遂行中の事故は、補償の対象外となります。

借用戸室の使用により不可避的に生じる損害

- タンスを置いていた場所にへこみ跡が残った。
- 喫煙により、壁紙が変色した。

借用戸室の自然の劣化や消耗によって生じた損害

- 日焼けにより畳が変色してしまった。
- 部屋の壁紙が経年により、はがれてきた。
- 老朽化により、給湯器が故障してしまった。
- 結露が生じたため、床や壁にカビが生えた。

単なる外観上の損傷で、借用戸室の機能に直接関係のない損害

- 室内の模様替え作業中、壁紙に傷をつけてしまった。
- 飼い猫が壁をひつかき、傷跡が残った。

偶然な事故によるものではない損害

- 壁の釘穴を補修した。

1 商品の仕組み

この保険は、レスキュー損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）が引き受ける家財保険（賠償責任保険特約付き）です。家財保険は、火災をはじめとする様々な事故により、被保険者が居住する住宅に収容された家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。また、賠償責任保険は偶然な事故により、被保険者および被保険者と同居する方が住宅の貸主または他人に対して法律上の損害賠償責任を負担したときに保険金をお支払いします。この保険には包括契約特約が適用されます。

2 包括契約特約について

保険契約者は法人または個人事業主に限ります。保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数、住宅の住所などを記載した帳簿を備え、当社からの求めがあれば帳簿を当社へ提出する必要があります。被保険者は、帳簿に記載された住宅に入居する者に限ります。

3 主な特約とその概要

この保険で自動セットされる特約は、賠償責任保険特約、包括契約特約です。また、保険契約者の意向で賠償責任保険補償拡大特約、法人特約、立替払特約をセットすることができます。

4 補償の期間

保険契約者の帳簿に記載された補償開始日（通常は入居日）の午前0時に始まり、保険契約者の帳簿に記載された補償終了日（通常は解約日）の24時に終わります。

5 お引受条件

全ての被保険者が加入するプランは同一プランとなりますので、被保険者がプランを選択することはできません。

6 保険料の払込

保険料は保険契約者が当社へ支払いますので、被保険者が直接当社へ支払うことはありません。

7 解約返戻金、満期返戻金、契約者配当金

解約返戻金、満期返戻金、契約者配当金はありません。

8 被保険者について（範囲と制限）

被保険者は、この保険における住宅に居住する被保険者およびその同居者をいいます。被保険者は、保険契約者の帳簿に記載された住宅に入居する者に限ります。

9 補償の重複

ご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（家財保険以外の保険契約にセットされる特約や他社の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。（※）

（※）1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

10 損害保険会社破綻時の取扱い

万一当社が経営破綻した場合、「損害保険契約者保護機構」による資金援助が行われます。

11 補償内容

補償内容、保険金等をお支払いする事由や保険金をお支払いしない事由はパンフレットにてご確認ください。

12 ご加入時およびご加入後にご注意いただきたいこと

他の保険契約がある場合、他の保険契約から保険金が支払われていないときは、この保険契約の支払責任額をお支払いします。また、他の保険契約から保険金が支払われたときは、この保険契約の支払限度額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を

差し引いた残額をお支払いします。ただし、この保険契約の支払限度額を限度とします。

13 クーリングオフ（契約申込の撤回等について）

保険契約者が法人または個人事業主のため、クーリングオフのお申出を受付けることはできません。

14 事故が起こったときの手続きおよび注意点

- (1) ご契約いただいた保険契約で補償される事故が生じた場合は、遅滞なく当社までご連絡ください。事故の届出が遅れますと、保険金のお支払いが遅れることがあります。
- (2) 火災などの事故の場合は、損害のあったことの確認が必要となりますので、焼けたもの等を当社の調査前に処分なさらないで下さい。
- (3) 賠償責任にかかる事故が発生した場合は、必ず保険会社にご相談の上、示談交渉を行ってください。保険会社の承認がないまま被害者に対し損害賠償責任を承認された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- (4) 保険金請求の際は当社所定の次の書類をご提出いただきます。
①保険金請求書 ②損害見積書 ③家財の盗難による損害の場合は所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
④他の保険契約の有無および内容を確認するための書類
- (5) 保険金請求権には時効（3年）がありますので、ご注意ください。

■ 事故受付専用ダイヤル：レスキュー損害保険株式会社

0120-123-030（通話料無料）【受付時間 24時間365日】

15 指定紛争解決機関について

当社は、お客様からお申し出いただいた苦情等については、解決に向けて真摯な対応に努めます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本損害保険協会が運営し、当社が契約する指定紛争解決機関「そんぽADRセンター」をご利用いただくことができます。

16 個人情報のお取り扱いについて

当社は、プライバシーポリシーに基づき、お客様の個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

- (1) 個人情報の取得・利用
当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得・利用します。
- (2) お客様に関する情報の利用目的について
お客様から提供いただいた個人情報は、保険業の健全な運営とお客様に対するサービスの提供のため、次の目的達成に必要な範囲内で利用します。
①保険契約の引受、管理 ②適正な保険金の支払い
③再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求 等
- (3) お客様に関する情報の外部への提供について
当社は、個人情報について、利用目的の達成に必要な範囲内で以下の場合に第三者に提供することがあります。
①当社の業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）に提供する場合
②適正な保険金支払のために保険事故の関係者（修理業者、保険事故の当事者等）に提供する場合
③再保険の手続きをするために再保険会社（外国を含む）に提供する場合 等

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、外国にある第三者への個人データ提供、商品・サービスについては弊社ホームページをご覧いただかず、以下へお問い合わせください。

【保険会社への相談・苦情・連絡窓口】

レスキュー損害保険株式会社

東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル

TEL 03-6910-3277

第1章 総則

第1条 (規約)

- この規約は、しづなび株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「しづなびライフサポート（以下「本サービス」といいます。）を、第2条に規定する会員が利用するにあたって適用されます。
- 当社は、本規約の変更を行う場合にはウェブサイトまたは書面その他所定の方法により、変更内容を通知または公表する措置を講じ、その後合理的期間が経過した後に、本規約の内容を変更することができます。ただし、会員の利益を著しく害すると判断される場合にはこの限りではありません。
- 本サービスは「緊急サポート24」、「すまいレスキュー保険C」より構成され、それらの提供会社は以下のとおりです。
 ①「緊急サポート24（緊急サポートサービス、健康医療情報サポートサービス、及び盗難軽居サポートサービス、「Life Cycle Concierge」サービス）」サービス提供会社：ジャパンベストレスキューシステム株式会社（以下「業務提携先」といいます。）※詳しい内容は「緊急サポート24 会員規約」をご参照ください。
 ②「すまいレスキュー保険C（家財保険・賠償責任保険）」引受保険会社 レスキュー損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）

第2条 (会員)

- 会員とは、当社が媒介または仲介した不動産（以下「対象物件」といいます。）についての賃貸借契約を締結し入居手続を行った後、本規約に同意のうえ、本サービス会の入会申込手続を完了し、かつ当社が本サービスへの入会を認めた者をいいます。会員が当社より業務目的として対象物件を賃借した場合もしくは当社が本サービスの提供ができない住所地に対象物件が所在する場合には、ご入会いただけません。
- 会員は、本サービスの入会申込手続をした時点で、この規約の内容を承諾しているものとみなします。
- 対象物件の賃借人自身が対象物件に居住されない場合は、対象物件の賃借人の承諾を条件として、対象物件に居住される方（以下「居住者」といいます。）は本サービスの入会申込手続を行うことができます。この場合、対象物件の賃借人は、本規約の内容を十分理解するものとし、会員となる居住者にその内容を理解させ、居住者に対し規約に従った行動を行うよう適切な指導監督を行

うものとします。

第3条 (譲渡禁止等)

会員は、本サービスに関する権利の全部または一部について、第三者に譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第4条 (利用者)

- 本サービスは、会員とその同居家族のみが利用（以下「利用者」といいます。）することができます。ただし、会員の住所が当社の登録住所と異なる場合には利用することはできません。
- 本サービスを利用する場合、運転免許証等の公的機関が発行した身分証明書による本人確認が必要となる場合があります。

第5条 (会費、本サービスの失効)

- 本サービスの月額会費は、2,200円（税込）といたします。なお、月額会費は「入居者補償制度（保険）」の保険料相当額370円を含みます。「入居者補償制度（保険）」につきましては、本規約の第2章をご確認ください。
- 会員は、毎月一定の期日までに次月分の会費を、当社指定の方法で支払うものとします。
- 会員が会費の支払を怠った場合、滞納期間中は本サービスの提供を受けることはできません。会員が2ヶ月分の会費を滞納した場合には、本サービスは自動的に失効し、会員資格を喪失するものとします。なお、支払済の会費は、退会、会員資格の取消、その他理由のいかんを問わず、返金しないものとします。

第6条 (利用・更新可能期間)

- 本サービスの利用及び更新可能期間は、対象物件の入居日から退去日までとします。
- 会費お支払後に退去となった場合、本サービスのご利用可能期間は退去日までとなります。その場合であっても、日割りでの会費の返金は行いません。

第7条 (変更の届出)

- 会員は、連絡先等当社への届出内容に変更があった場合には、当社に速やかに変更の届出をするものとします。
- 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。また、前項の届出による変更後の賃貸物件の所在地によっては、会員が本サービスを受けられない場合があることを会員は予め承諾するものとします。

第8条 (会員資格の取消)

会員が以下のいずれかの事由に該当した場合は、会員としての資格を喪失するものとし、当社は即時に本サービスの提供

を停止いたします。

- 不正な行為があつた場合
 - 本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合
 - 本サービス利用時において、当社または業務提携先に対して、電話を長時間かけ続ける、必要以上に頻繁にかける等の行為を行い、当社及び業務提携先の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合
 - 会員の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
 - 本サービスを行う際に、当社または業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益が侵害された場合
 - 暴言・暴力やセクシャルハラスメントなど、サービススタッフの人格などを傷つける行為や言動があつたとき、または、あつたと当社が認めた場合
 - 会員、もしくは本サービスの利用者が暴力団、カルト的宗教団体、反社会的勢力またはこれらに準ずるもの構成員、または準構成員であることが判明した場合
 - 会員が2ヶ月分の会費を滞納した場合
 - 当社及びその関係者等に著しい迷惑や損害を与えた場合
 - その他当社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合
- ### 第9条 (個人情報の利用などの取扱)
- 当社は本サービスの運営において知り得た会員もしくは利用者等（以下、「会員等」といいます）の個人情報について、個人情報保護法等の法令を厳守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、取得した個人情報は、以下の利用目的に使用します。
 - 会員等より依頼を受けた各種サービスを提供するため
 - 会員等に対して当社及び当社の業務提携先の各種営業情報及び販促品等を提供するため
 - (1)における各種サービスの提供後に、メンテナンス、アンケート、その他の事由により改めて会員等と接触する必要が生じた場合
 - 会員等から頂いたご意見、ご要望にお答えするため
 - 次に掲げる場合、前項の目的の範囲外であつても会員等の個人情報を利用し、または第三者に提供する場合があります。
 - 会員等が同意している場合
 - 個人情報保護法及びその他法令などにより必要と判断された場合
- ### 第10条 (免責)
- 当社は、本サービスの利用により発生した会員または第三者に生じた損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます）及び本サービスを利用できなかつことにより会員または第三者に生じた損害について、当社に故意または重大な過失がない限り、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。
 - 当社は、以下に掲げる事由その他やむを得ない事由によりサービスの提供をお断りする場合があります。
 - 不正な行為があつた場合または不正な行為を行おうとする場合
 - 本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合（当該物件に関し会員との賃貸借契約の範囲外についての本サービスの提供を含む）
 - 本サービス利用時において、当社または業務提携先に対して、電話を長時間かけ続ける、必要以上に頻繁にかける等の行為を行い、当社及び業務提携先の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合
 - 利用者の対応、態度、行動等から判断し、当社が適切に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
 - 本サービスを行う際に、当社または業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあると判断した場合
 - 暴言・暴力やセクシャルハラスメントなど、サービススタッフの人格などを傷つける行為や言動があつたとき、または、あつたと当社が認めた場合
 - 会員、もしくは本サービスの利用者が暴力団、カルト的宗教団体、反社会的勢力またはこれらに準ずるもの構成員、または準構成員であることが判明した場合
 - 天災地変等の災害により対象物件への到着が困難であると判断した場合もしくは当社のコールセンターにおいて会員からの受電が困難な場合
 - 会員の住所が離島・島嶼・山間部その他当社のサービス提供が困難な地域に変更になった場合
 - その他当社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合
- ### 第11条 (反社会的勢力の排除)
- 会員は、第1号に該当する事由がなく、また第2号に該当する行為を行わないことを表明し、また将来にわたっても該当せず、また行わないことを確約するものとします。

しづなびライフサポート 会員規約

(1) 会員が、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」といいます。）であること、または次のいずれかに該当すること

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 会員が、自らまたは第三者を利用して行う次のいずれかに該当する行為

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた要求行為
- ③本サービスに関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

2. 当社は会員が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員規約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。その場合に当社に生じた損害は会員がすべて賠償するものとし、会員に生じた損害は、当社は一切その責任を負いません。

第2章 「入居者補償制度（保険）」

第12条 （内容）

1. 入居者補償制度（以下「本制度」といいます。）は、火災等により会員の家財に損害が生じた場合や会員が賠償責任（不注意による失火、階下への漏水事故等）を負担した場合等に、会員に対して補償を提供することを目的とします。

2. 本制度は当社が保険契約者となり、引受保険会社との間で締結した損害保険契約に基づきます。会員は、当該保険契約の被保険者（保険金受取人）となり、会費に含まれる保険料相当額を負担します。
3. 本制度の保険契約は本規約に同意することをもって会員の意向を把握・確認したものとして、自動で付帯されます。
4. 本制度の補償は、会員規約に定める場合のほか、当社の貸貸人もしくは貸貸人代理の地位が他に移転した場合、または前項の保険契約が終了した場合に終了します。本制度の補償内容、保険金額（保険料率）に変更が生じた場合は、引受保険会社の運営するホームページ上等で告知します。
5. 本制度の損害保険契約の概要は下記の通りです。

<記載事項> 引受保険会社：レスキュー損害保険株式会社
保険種類：すまいレスキュー保険C
損害保険の補償内容および補償額、個人情報の取扱い等：パンフレットの通り

2023年12月11日制定
RB01-038 2024.03

実施要領「現場駆けつけサービス」

カテゴリ	場所 (設置箇所)	設備	症状	基本作業(現場駆けつけサービス対象) 対応作業	基本作業対象外 対応作業 ^{※3}	注意事項
給排水設備 の 不具合	キッチン ・ 洗面所	給排水	漏水	止水作業、給水パッドシート設置、パッキン交換、シールテープ作業、部品まし締め等の応急処置	給排水管部品交換	●便器の脱着（ロータンク及び機能部を外す等）は追加料金（時間超過料金、特殊作業料金）が発生します。 ●原因箇所が公共下水管の場合、公共機関への連絡対応となります。 ●トーラー及び高圧洗浄等の使用時は追加料金（時間超過料金、特殊作業料金）が発生します。 ●海外製などの特殊製品は、対応できない場合があります。 ●戻盛となった部品交換の対応はできません。 ●寒冷地での水道管凍結は対応できません。
			詰まり	ローボンプによる作業、清掃、軽作業	トーラーによる作業、高圧洗浄、分解洗浄、薬剤投入	
			水・お湯が出ない	パッキン交換、部品まし締め等の応急処置	給排水管部品交換	
			破損	止水・給水パッドシート、パッキン・シールテープ、部品まし締め等の応急処置	排水管部品交換	
	ディスポーザー	詰まり	詰まり	詰まり除去の軽作業	分解洗浄、部品交換、本体交換	
			破損	現地調査	部品交換、本体交換	
	蛇口	漏水	漏水	止水作業、給水パッドシート設置、パッキン交換、シールテープ作業、部品まし締め等の応急処置	給排水管部品交換	
			破損	止水作業、給水パッドシート設置、パッキン交換、シールテープ作業、部品まし締め等の応急処置	給排水管部品交換	
	トイレ	給排水	漏水	止水作業、給水パッドシート設置、パッキン交換、シールテープ作業、部品まし締め等の応急処置	給排水管部品交換	
			水が止まらない	止水作業・ロータンク内部材調整等の応急処置	部品（ボルタップ、フロート弁等）交換	
			水が流れない	ロータンク内部材交換、部品外れ確認、バケツで水流を入れる応急処置	部品（ボルタップ、フロート弁等）交換、トイレスペース交換	
			詰まり	ローボンプによる作業、清掃等の軽作業	トーラーによる作業、高圧洗浄、分解洗浄、薬剤投入	
			破損	止水作業、各部調整、パッキン交換	部品交換、本体交換	
	浴室	給排水	漏水	止水作業、給水パッドシート設置、パッキン交換、シールテープ作業、部品まし締め等の応急処置	給排水管部品交換	
			詰まり	ローボンプによる作業、清掃等の軽作業	トーラーによる作業、高圧洗浄、分解洗浄、薬剤投入	
			水・お湯が出ない	パッキン交換、部品まし締め等の応急処置	給排水管部品交換	
			破損	止水作業、給水パッドシート設置、パッキン交換、シールテープ作業、部品まし締め等の応急処置	給排水管部品交換	
			詰まり	ローボンプによる作業、清掃等の軽作業	トーラーによる作業、高圧洗浄、分解洗浄、薬剤投入	
	洗濯機 置き場	給排水	漏水	止水作業、給水パッドシート設置、パッキン交換、シールテープ作業、部品まし締め等の応急処置	給排水管部品交換	
			詰まり	ローボンプによる作業、清掃等の軽作業	トーラーによる作業、高圧洗浄、分解洗浄、薬剤投入	
			漏水	止水作業、給水パッドシート設置、パッキン交換、シールテープ作業、部品まし締め等の応急処置	給排水管部品交換	
			階下漏水	上階の状況確認、上階バイロットの確認、給水パッドシート設置による応急処置	高密度及び高額な費用がかかる 養生作業、上階の作業	天井裏の給水管及び排水管にわるる隠蔽部分は対象外となります。
			階下漏水	上階の状況確認、上階バイロットの確認、給水パッドシート設置による応急処置	高密度及び高額な費用がかかる 養生作業、上階の作業	
	鍵の紛失 ・ 不具合	玄関	紛失による解錠	ピッキング解錠、サムターン回しによる解錠	パーロック解錠、クレセント解錠	●解錠作業前に、利用者の運転免許証等で本人確認を致します。 ●本人確認及び居住確認ができない場合、解錠作業は行いません。 ●鍵の種類及び状況（深夜時間等）により、解錠できない場合があります。 ●防犯性の高い特殊構造の鍵の場合、対応できない場合があります。 ●解錠時にドアスコープを破壊した場合、ドアスコープの部品が有償となります。 ●玄関鎖以外の共有部分の鍵は対象外となります。 ●鍵交換は、対象外となります。 ●鍵解錠後の施錠（外出される等）は対象外となります。
			シリンダー詰まり	各部調整、清掃、潤滑剤塗布	分解洗浄	
			ドアガード閉まり	現地調査	パーロック解錠	
			施錠不良	各部調整、エアーダスター清掃、潤滑剤塗布	分解洗浄	
	窓ガラス の 不具合	外気に触れた 窓ガラス	ヒビ・割れ	破損箇所養生、ガラスサイズの採寸	破損箇所撤去作業	●ガラス交換は、特殊な作業料金が発生します。 ●特殊ガラス交換には、日数がかかる場合は対応できない場合があります。 ●吹き抜け等の高所作業は対応できない場合があります。 ●足場設置費用は、お客様のご負担となります。 ●原因箇所が共用部分に及ぶ場合は対象外となります。
			破損	破損箇所養生、ガラスサイズの採寸	破損箇所撤去作業	
	電気設備 の 不具合	室内	照明器具	点灯不良	各部点検・調整、管球交換の確認	スイッチ交換、照明本体交換
			落す・破損	現地調査	各部品交換、本体交換	
	室内	エアコン	動かない・冷暖房がない	現地調査	各部品交換、本体交換	
			水漏れ	現地調査、ドレンホース清掃	各部品交換、本体交換	
	トイレ	温水洗浄便座	水漏れ・動かない	現地調査	各部品交換、本体交換	
			スイッチ	作動不良	各部点検・調整	スイッチ交換、ブレーカー交換
		コンセント	作動不良	通電確認	コンセント交換、ブレーカー交換	
			停電	一部・全部停電 ブレーカー確認、過電流・絶縁測定、漏電回路 切り離し、電力会社（地域停電含む）確認	配線工事、電気設備部品交換	
	換気設備	換気扇	異音	清掃、現地調査（異音箇所特定、モーター確認）	換気扇及びモーター等部品交換	
			作動不良	清掃、現地調査（異音箇所特定、モーター確認）	換気扇及びモーター等部品交換	
		レジスター (換気口)	作動不良（連動型・差圧型）	清掃、現地調査（作動及び通電確認）	レジスター部品交換、本体交換	
			破損	応急処置	レジスター部品交換、本体交換	
	室内	テレビ	視聴不良	現地調査		
			作動不良	現地調査（主電源・適合調理録の確認、天板汚れ等確認）	部品交換、本体交換	
	室内	電気温水器	お湯が出ない	現地調査	部品交換、本体交換	
			作動不良	現地調査（主電源・適合調理録の確認、天板汚れ等確認）	部品交換、本体交換	
	コンロ	IHヒーター	エラーコード表示	現地調査（主電源・適合調理録の確認、天板汚れ等確認）	部品交換、本体交換	
			作動不良	現地調査（インターホン症状・モニター・設置場所・電話BOX等確認、電池交換、配線の抜き差し確認）	インターホン交換、配線及び部品交換	
	玄関	インターフォン	作動不良	現地調査（インターホン症状・モニター・設置場所・電話BOX等確認、電池交換、配線の抜き差し確認）	インターホン交換、配線及び部品交換	
			鳴動・誤作動	現地調査	電池式の火災報知機の現地調査	
	安否確認のサポート	—	安否確認	現地調査（インターホン鳴らし在宅確認、ホスト内の郵便物及び外観からの確認）		●コンセントタイプの火災報知機は対象ですが、電池式タイプは対象外となります。
			お湯が出ない	現地調査	部品交換、本体交換	●電話による在宅確認をおこないます。 ●玄関鍵解錠の在宅確認はおこないません。
	ガス機器 の 不具合	給湯器 設置場所	ガス漏れ	現地調査	部品交換、本体交換	●電話によるマイコンメーターの復旧案内をおこないます。 ●専門業者の手配となった場合、各メーカー及びガス会社の手配対応となります。
			温度調整不良・エラー表示(点滅)	現地調査	部品交換、本体交換	
			水漏れ	現地調査	部品交換、本体交換	
			お湯が出ない	現地調査		
	浴室	バランス釜	温度調整不良・エラー表示(点滅)	現地調査		
			作動不良	現地調査		
	室内	ガス警報機	警報機発報・エラー	現地調査		
			報知器発報・エラー	現地調査		
	室内	ガス報知器	報知器発報	現地調査		
			エラー	現地調査		

※1 部品料金及び特殊作業料金は基本作業には含まれ

緊急サポート24 利用規約

第1章 総則

第1条 (適用関係)

- この利用規約は、しづなび株式会社（以下「当社」といいます。）がジャパンベストレスキューシステム株式会社（以下「提供元」といいます。）を通じて運営する緊急サポート24（以下「本サービス」といいます。）の提供及びその利用に関して適用されます（以下「利用規約」といいます。）。
- 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定（以下「諸規定」といいます。）を設けることがあります。それらの諸規定はこの利用規約の一部を構成するものとし、この利用規約に定める内容と異なる場合、諸規定の内容が優先されます。

第2条 (定義)

- 「サービス対象物件」とは、当社が、本サービスを提供する住戸をいいます。
- 「会員」とは、サービス対象物件に居住する方で当社所定の方法で申請し、当社が登録した個人をいいます。
- 「利用者」とは、会員及びその同居人をいいます。

第3条 (本サービスの利用)

- 利用者は、この利用規約の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。
- 会員は、同居人による本サービスの利用に際して、同居人にこの利用規約及び諸規定の定めを遵守させる義務を負うものとします。

第4条 (有効期間)

- 本サービスの有効期間は、当社が指定した日をもって開始とし、当該サービス対象物件に入居する契約が終了した日をもって終了とします。
- 既に入居している住戸が新たにサービス対象物件となった場合には、当該住戸がサービス対象物件となった日をもって、本サービスの有効期間の開始とします。
- 入居している住戸がサービス対象物件でなくなった場合は、当該住戸がサービス対象物件でなくなった日をもって、本サービスの有効期間の終了とします。

第5条 (登録情報の変更)

- 会員は、当社に届け出た連絡先や同居人等の情報（以下「登録情報」といいます。）に変更があった場合、当社所定の方法により速やかに変更手続をとるものとします。また、登録情報の変更は会員の申し出により行います。
- 登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延などにより会員が不利益を被ったとしても、当社はいかなる責任も負いません。

第6条 (利用資格の取消し)

利用者が次のいずれかに該当した場合、当社は利用者の利用資格を取り消すことができるものとします。

- この利用規約又は諸規定の定めに違反した場合
- 不要な問合せや悪質ないたずら等で本サービスの業務に支障をきたした場合
- 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人（いわゆる反社会的勢力）に属する、又は密接な関係を有する場合
- その他、当社が利用者として不適切とみなした場合

第7条 (個人情報)

- 当社または提供元（以下、「当社等」といいます。）は、本サービスの提供を通じて知り得た、会員に関する情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定義する意味を有し、以下「個人情報」といいます。）について、個人情報の保護に関する法律の諸規定を遵守し、善良なる管理者の注意を持って管理するものとします。また、当社等は、提供元の業務提携先が本サービスの提供に関する業務を行う場合、当該業務提携先がかかる業務を通じて知り得た個人情報を適切に管理するよう、最善の努力を行うものとします。
- 会員は、当社等及び業務提携先が次の各号に掲げる目的のために個人情報を使用することについて、あらかじめ同意するものとします。

- 本サービスを会員及び利用者に対して提供するため
- 本サービスの運営上必要な事項を会員及び利用者に知らせるため

- 本サービスの改善、マーケティング活動、新商品開発等を目的とした各種アンケートを実施するため
- 本サービスの利用状況や会員の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
- 当社等若しくは当社等のグループ会社又は提供元の業務提携先が提供する関連サービスや商品のご案内のため

- 当社は、会員との間で本サービスの利用契約を締結した場合、本サービスの提供のため必要な範囲で、会員の個人情報を含む登録情報その他の必要な情報を提供元及び提供元の業務提携先に提供するものとし、会員はあらかじめこれに同意するものとします。

- 当社等及び提供元の業務提携先は、本サービスの提供に関わる業務及び第2項に定める目的を達成するために必要な業務を第三者に委託することがあります。この場合、当社等及び提供元の業務提携先は、委託業務の遂行上必要な範囲で当該委託先に、会員の個人情報その他の必要な情報を開示して取り扱わせることがあり、会員はあらかじめこれに同意するものとします。

- 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社等は会員その他の者の個人情報を第三者に開示・提供することができ、会員はあらかじめこれに同意するものとします。
 - 利用者又は公共の安全を守るために緊急の必要があると当社等が判断した場合
 - 裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、又は法令により開示が必要とされる場合
 - 当社等、提供元の業務提携先又はこれらの関係者の生命、身体、財産等の権利を保護するために必要不可欠であると当社等が判断した場合
 - その他、当社等が本サービスの運営維持のため必要不可欠かつやむを得ないと合理的に判断した場合

第8条 (免責)

当社は、本サービスの運営に関して故意又は重大な過失がない限り、利用者に対して損害賠償義務を負わないものとします。

第2章 ライフサポートサービス

第9条 (内容)

- 利用者は、サービス対象物件について、次の各号の日常生活における設備不具合等（以下「設備不具合等」といいます。）が生じた場合、当社指定の専用ダイヤルを利用して、24時間365日、設備不具合等の解決を図るための情報提供又は当社が別途定める実施要領（以下「実施要領」といいます。）に記載の現場駆けつけ対応を受けることができます。ただし、提供元が利用者から本サービスに関する連絡を受けた後に利用者と連絡が取れない状態が24時間以上経過した場合には、提供元は本サービスへの対応を提供元の判断により任意に終了することができます。なお、現場駆けつけ対応は設備不具合等の完全な解決及び現場への特定の出動時刻を保証するものではなく、地域、時間帯、天候、交通事情、作業内容等の諸般の事情により、即日対応できない場合や作業員が現地到着するまでに時間を要する場合があることにつき、利用者はあらかじめ同意するものとします。

- （1）玄関カギの紛失・故障等の不具合（ただし、開錠対応の際には別途特殊作業費用がかかることがあります。なお、特殊構造の鍵に関しては開錠できない場合があります。）
- （2）給排水設備の不具合
- （3）窓ガラスの破損
- （4）ガス機器の不具合
- （5）電気設備の不具合（利用者が所有する家電製品は対象外とします。）
- （6）安否確認のサポート

- 前項（第6号の場合を除く。）の本サービス対応時には、利用者の立ち会いが必要となります。

- 本条第1項の現場駆けつけ対応の対象となるのは、実施要領に定める基本作業で、かつ、一度の訪問及び作業で完結する一次対応に限るものとします。実施要領に定める基本作業に該当しないもの又は再度の訪問及び作業については、当社等の責務に帰すべき事由がある場合を除き、本サービスの対象外とします。また、現場駆けつけ対応は、設備不具合等の完全な解決を保証するものではなく、設備不具合等の内容や現場駆けつけ対応時の状況により、現地調査や応急処置を行うのみの対応、又は現場確認後に管理会社へ報告を行うのみの対応にとどまることがあることにつき利用者はあらかじめ同意するものとします。

- 現場駆けつけ対応では設備不具合等が解決できないと考えられる場合、又は二次被害が発生することが予想される場合においては、提供元の判断により現場駆けつけ対応を行なわないことがある旨に会員はあらかじめ同意するものとします。
- 本サービスを利用する場合、原則として、運転免許証等の顔写真付き公的身分証明書（以下、単に「身分証明書」といいます。）による本人確認が必要となります。
- 利用者は、作業員が、現場において設備不具合等の箇所、その旨が疑われる箇所及び作業内容等の写真を撮ることをあらかじめ同意するものとします。
- 提供元は、現場駆けつけ対応において、原則として、作業員が現場に到着した時点を起算点として1回当たり最大60分間までの実施要領に定める基本作業を行うものとします。ただし、設備不具合等が解決したと提供元が判断した場合又は現場駆けつけ対応では設備不具合等の解決が不可能であると提供元が判断した場合等、作業員がこれ以上現場に滞在する合理的な理由が無いと提供元が判断した場合は、提供元はその時点で現場駆けつけ対応を終了することができるものとします。

第10条 (利用料金)

- 利用者は、現場駆けつけを原則として無料で受けることができます。但し、60分を超えた作業の代金（超過10分ごとに1,650円（税込））については、利用者が別途実費を負担するものとします。また、対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金についても利用者が別途実費を負担する場合があります。
- 利用者は、本サービスの対象に含まれない事項についても、現場駆けつけ作業員（以下「作業員」という。）と協議のうえ別途有料（作業料金・部品代）でサービスを依頼することができます。
- 現場駆けつけ対応ではトラブルが解決できない又は二次被害が発生することが予想される場合、利用者は作業員等と協議のうえ別途有料（作業料金・部品代）でサービスを依頼することができます。
- 当社は、前3項の場合の利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することができ、利用者はこれを承諾するものとします。

第11条 (除外事項)

次の場合は緊急サポートサービスの対象外とします。

- 建物共有設備におけるトラブル
- 午後11時以降午前9時までの時間帯における破壊による開錠
- 利用者が所有する家電製品等に関するトラブル
- 入居当初からの故障・破損に関するトラブル
- 原状回復に関するトラブル
- 地震等の天災や火災、暴動等の非常事態におけるトラブル
- その他当社が不適切と判断した場合

第3章 盗難転居サポートサービス

第12条 (内容)

本人が加入期間中にサービス対象物件の室内（ベランダは除きます。）において侵入盗難被害に遭い、サービス対象物件の賃貸借契約を終了して転居する場合において、次条の要件をすべて満たす場合に当社から見舞金10万円を給付します。

第13条 (見舞金の給付条件)

見舞金は以下の要件をすべて満たす場合に給付されます。

- 所轄の警察署に対して被害届を提出していること
- 侵入盗難被害から3か月以内に、サービス対象物件の賃貸借契約につき解約の合意を成立させ、又は解約申し入れの意思表示をしていること
- 転居先の住戸について、当社の指定する不動産賃貸業者を仲介者として賃貸借契約を締結していること
- 本サービスの有効期間中に、当社所定の申請書等を提出していること
- 本サービスの有効期間中1回目の申請であること（2回目以降は対象外となります。）

第14条 (除外事由)

次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金は給付されません。

- 不在中に施錠されていなかった等、利用者の故意又は過失による場合
- 利用者の親族、止宿人、その他サービス対象物件の居室内外出入りすることが可能な者による盗難の場合
- 地震等の天災や火災、暴動等、非常時における盗難の場合
- その他当社が不適切と判断するべき合理的な理由がある場合

第15条 (手続)

- 本人は、盗難転居サポートサービスを利用する場合は、次の書類を提出して当社に利用の申請を行うものとします。
 - 当社所定の申請書（送金先の金融機関口座情報を含みます。）
 - 転居先の賃貸借契約書の写し
- 前項の申請が、規約の定める要件をすべて満たす場合、当社又は当社の指定するものは、本人の指定した金融機関口座に、速やかに見舞金を送金します。

第16条 (他の補償制度との関係)

盗難転居サポートサービスによる見舞金の給付は、保険ではなく、本人への付加サービスであり、他の補償制度や保険等からの給付とは無関係に行なうものとします。

第4章 健康医療情報サポートサービス

第17条 (内容)

利用者は、年3回上限として健康・医療・介護・育児等の生活上の問題について、医療機関、行政機関窓口等の紹介その他の相談を受けられる、健康医療情報サポートサービスを利用することができます。但し、このサービスは当社が治療・診察行為を行なうものではなく、また当社が直接トラブル解決を図るものではありません。

第5章 「Life Cycle Concierge」サービス

第18条 (サービス内容及び利用料金)

当社は、会員等に対して、施設の利用料金割引及び優待サービス等を提供する「Life Cycle Concierge」サービスを無償で提供します。「Life Cycle Concierge」サービスは当社が運営するホームページを通じて提供されます。会員等はサービス利用にあたり、別途当該サービスの利用規約を遵守するものとします。

第19条 (面先)

- 「Life Cycle Concierge」サービスに関して、以下の事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。
 - 会員等本人以外の利用
 - 会員等本人以外がホームページにログインした方法による利用
- 「Life Cycle Concierge」が提携する施設を利用したこと等により会員等又は第三者に生じた被害については、当社は、損害賠償責任を負わないものとします。

2024年3月1日改定